

所管部課	福祉部 高齢介護課		部長	川口 荘一		
件名	東大和市介護保険規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1. 審議事項		2. 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護保険条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者を支援する介護保険料の減免について、財政支援の対象となる旨、国から通知があった。このため、当該通知内容に沿った減免施策を実施するため、規則改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 制定時附則第2項以降について令和3年度の内容に適合するように改正する。</p> <p>イ 様式について文言修正を行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日（令和3年4月1日からの遡及適用）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者の負担軽減を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月12日 厚生労働省通知「当該減免に対する財政支援について」 ・令和3年6月2日 厚生労働省通知「当該減免に対する財政支援について（その2）」 ・令和3年6月16日 厚生労働省通知「当該減免に対する財政支援の取扱いに関するQ&A」 ・令和3年6月23日 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）議決 <p>文書課審査済</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。